

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	小郡市

小郡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農業振興課
所 在 地 小郡市小郡255番地1
電 話 番 号 0942-72-2111
F A X 番 号 0942-72-9745
メールアドレス noka@city.ogori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ドバト、カモ、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福岡県小郡市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）※イノシシについては平成29年度の数値

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稻	217千円	0.2 ha
カラス	麦類	185千円	0.36ha
ドバト	麦類、豆類		
カモ	麦類	407千円	0.25ha
アライグマ	野菜		

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

10年前から被害が発生している。水稻において、水田への侵入や稲の食害が発生している。被害区域は花立山山麓付近であるが、年々里部へと移動している。集落等における目撃情報も増加しており、農業被害のみならず、人的被害が及ぶことも懸念される。

○カラス

市内全域、麦類の播種直後の食害が発生している。

○ドバト

近年は発生していないが、平成28年度以降は麦類・大豆等について、播種直後の食害が発生していたことから今後も被害が懸念される。

○カモ

市内において被害が発生しており、麦類の食害が発生している。今後、

野菜等においても農作物被害等の報告が予想される。

○アライグマ

市内全域で被害が発生しており、野菜等について農作物被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和４年度） ※イノシシについては平成２９ 年度の数値	目標値（令和８年度）
イノシシ	被害金額	２１７千円	１６３千円
	被害面積	０．２ha	０．１４ha
カラス	被害金額	１８５千円	１８５千円
	被害面積	０．３６ha	０．３６ha
ドバト	被害金額		
	被害面積		
カモ	被害金額	４０８千円	４０８千円
	被害面積	０．２５ha	０．２５ha
アライグマ	被害金額		
	被害面積		

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。
- ※イノシシの現状値は平成２９年度の数値。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣駆除対策協議会に依頼してイノシシは箱罠及び銃器による捕獲、鳥類については銃器による駆除を行っている。	急激に増加しつつある有害鳥獣の駆除に対して駆除隊員の人員不足や隊員の高齢化もあり、組織としての活動能力の強化が課題。今後は地域住民と協力しながら、捕獲体制の構築を図る必要がある。

防護柵の設置等に関する取組	特になし	特になし
---------------	------	------

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲による有害鳥獣の個体数の削減を行うため、鳥獣被害防止総合支援事業を有効に活用しながら総合的に取り組む必要がある。

捕獲については、協議会で箱罟を導入するとともに、捕獲従事者確保のため、農地所有者等に狩猟免許取得を推進していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

年間事業計画を作成し、有害鳥獣駆除対策協議会に依頼してイノシシ・カラス等の有害鳥獣駆除を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

令和 6 年度	イノシシ カラス ドバト カモ アライグマ	イノシシについては、捕獲罟を捕獲従事者に設置してもらうとともに銃器による駆除を行う。鳥類については銃器及び網による駆除を行う。 アライグマについては、捕獲罟を捕獲従事者に設置してもらう。 農業従事者や農地所有者に狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。
令和 7 年度	イノシシ カラス ドバト カモ アライグマ	イノシシについては、捕獲罟を捕獲従事者に設置してもらうとともに銃器による駆除を行う。鳥類については銃器及び網による駆除を行う。 アライグマについては、捕獲罟を捕獲従事者に設置してもらう。 農業従事者や農地所有者に狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。
令和 8 年度	イノシシ カラス ドバト カモ アライグマ	イノシシについては、捕獲罟を捕獲従事者に設置してもらうとともに銃器による駆除を行う。鳥類については銃器及び網による駆除を行う。 アライグマについては、捕獲罟を捕獲従事者に設置してもらう。 農業従事者や農地所有者に狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数は福岡県が策定した「第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画」及び「福岡県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第 6 期)」に基づき被害軽減目標を達成するために適正な捕獲計画数の設定を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

イノシシ	10頭	10頭	10頭
カラス	100羽	5羽	30羽
ドバト	100羽	0羽	10羽
カモ	100羽	0羽	30羽
アライグマ	50頭	50頭	50頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲計画数の被害発生状況に応じて被害箇所を中心に銃器・箱罠による駆除を実施する。イノシシの捕獲については、11月から3月にかけて捕獲罠及び銃器による駆除を行う。また、鳥類については銃器班による駆除計画書を基に銃器使用可能な地域で銃器を使用して駆除するとともにカモについては網による駆除も行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ カラス ドバト カモ アライグマ	広報誌等による情報提供
令和7年度	イノシシ カラス ドバト カモ アライグマ	広報誌等による情報提供
令和8年度	イノシシ カラス ドバト カモ アライグマ	広報誌等による情報提供

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

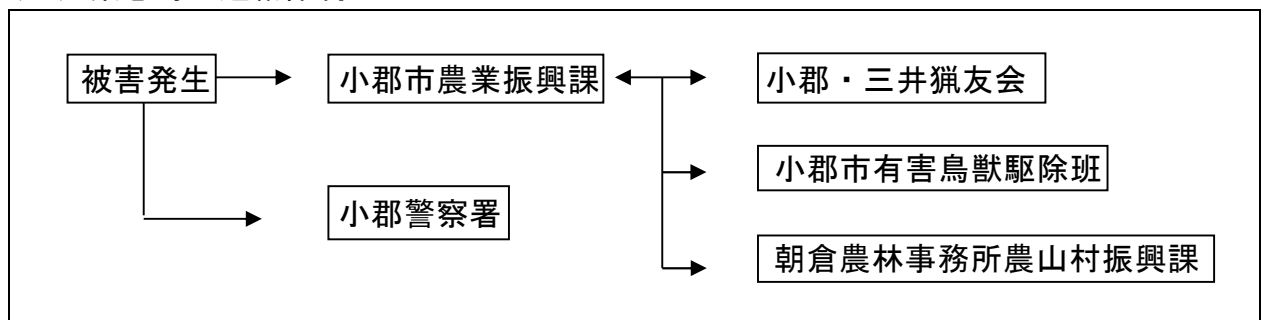
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小郡市農業振興課	住民の安全確保、捕獲
	警察・猟友会等の関係機関への連絡
小郡警察署	住民の安全確保
小郡・三井猟友会	捕獲対応・被害対策
小郡市有害鳥獣駆除班	捕獲対応・被害対策
朝倉農林事務所農山村振興課	市に対する指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設等により適切に処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小郡市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
みい農業協同組合	協議会に対する助言及び被害状況の提供
小郡・三井猟友会	有害鳥獣の捕獲
福岡県鳥獣保護管理員	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供
福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター	協議会に対する助言・指導
小郡市農業振興課	事務局、協議会に関する連絡調整及び被害実態調査

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県朝倉農林事務所	協議会に対する助言・指導
福岡県北筑後保健福祉事務所	捕獲等に対する助言・指導
小郡警察署	地域住民の安全確保

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市の担当職員3名により構成し、市に連絡が入り次第、猟友会と連携し対応する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシについては、生息する花立山で隣接する筑前町と連携を図り、効果的な捕獲計画を行う。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 隣接する他市町村の協議会及び福岡県と情報交換の連携を図る。
- ・ 被害を受ける土地所有者の被害防止に対する意識の向上。
- ・ 被害地域における地域リーダーを育成できる体制を整備する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。